

# 建設新聞

2010

2月8日

月曜日

## 法適合確認の現状など調査

### 改正土法・建基法の運用改善に 国交省

国土交通省は、改正建築士法・建築基準法に基づく法適合確認の実態把握に向けた取り組みを進めている。法適合確認を求めた経験のある建築士

事務所や、構造設計一級建築士・設備設計一級建築士が所属する建築士事務所を対象に、法適合確認の現状や問題点などを尋ねるアンケート調査を今月12日まで実施。得られた成果は制度の運用改善に生かしていく方針だ。

法適合確認制度は一定の建物の構造・設備設計について、改正建築士法で創設された構造設計一級建築士・設備設計一級建築士の関与を義務付けるもので、21年11月27日から完全施行されている。

今回のアンケート調査は、同制度の完全施行によって建築設計の現場にどのような変化が生じているか、また問題が発生していないかどうかなどを把握するために実施。法適合確認を求めた経験のある建築士事務所と、構造設計一級建築士・設備設計一級建築士が所属する建築士事務所を対象にすることで、法適合確認を委託する側と受託する側それぞれの実態を明らかにする。

法適合確認の委託側に対する調査内容は、▽法適合確認の委託件数▽委託先の選定基準▽委託先との関係▽委託先確保の難易度▽委託を断られた経験の有無とその理由▽法適合確認の効果など。受託する側に対しては、▽法適合確認を受託する意向▽法適合確認を断った経験の有無とその理由▽委託元との関係▽実施した法適合確認の範囲などを尋ねる。